

安城市 | SUSTAINABLE GOALS
DEVELOPMENT
安城市は持続可能な開発目標(SDG)を支援しています。

市民参加条例について

市民が主役の自治に一步ずつ
安城市市民参加条例
一市民の市民への参加ルールが動き出す〜
市民参加はラクダ

1. 趣意
2. 役割と責任
3. 参加の役割
4. 参加の手続き
5. その他

つながる。かなえる。幸せのまち、安城

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

市民参加とは・・・

安城市

計画・実施・評価に主体的に関わり、行動する

市民

市民が主役の自治の実現

平成23年4月 「安城市市民参加条例」施行

2

市民参加条例制定の背景

◆自治基本条例（第14条）

市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。

H22.4
自治基本条例

H23.4
市民参加
条例

H24.10
市民協働
推進条例

3

市民参加条例の最大の目的

◆自治基本条例（第14条）

市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。

市が
市民の参加権を保障するために、
市民参加手続の実施を
条例によって義務付けること

4

市民参加条例で定めていることは？

市民参加の対象

- ① 市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- ② 総合計画又は市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- ③ 広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ④ 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

除外事項

- ① 軽易なもの
- ② 緊急なもの
- ③ 法令等の基準があるもの
- ④ 市内部の事務処理
- ⑤ 市税の賦課徴収に関するもの

たとえば・・・

- 災害や不慮の事態が起きて緊急性・迅速性が求められる場合
- 戸籍など法令等によって一定の基準が定められている場合

市民参加の方法

1 審議会

- 委員の公募
- 委員名簿の公表
- 会議の公開
- 会議録の公表等

審議会の情報は、安城市のホームページで随時お知らせします。

審議会は、傍聴することができます。
(非公開の審議会を除く)

2 パブリックコメント

パブリックコメントとは・・・？
市が公表した施策等の案に対し、市民から意見を求めて、その意見の概要及び市の対応を公表する制度です。

- 目的、意見の提出方法等の公表
- 意見提出期間は30日以上

3 市民説明会

参加者同士が問題解決のために議論や共同作業を行い、施策に対し理解を深めたり、意見を述べる研究会

4 ワークショップ

5 その他

アンケートなど

市民政策提案手続

- 市民自ら政策を提案できる制度
- 提出された提案について検討した結果を公表

意見の集約

意見の取り扱い

- 総合的多面的に検討します
- 検討結果の公表します

実施状況及び実施予定の公表

毎年度、市民参加の実施状況及び実施予定をとりまとめてホームページで公表します。

広聴

- 市民の意向の把握に努めます
(手紙、電子メール、直接的な対話等)

見直し

- 社会情勢及び市民参加の状況に応じて条例を見直します

7

市民参加推進評価会議

審議事項

市民参加条例の運用状況に関すること

市民参加条例の見直しに関すること

市民参加の実施状況の評価に関すること

その他市民参加の推進評価に関すること

10人
公募市民、学識経験者等で構成

8

市民参加条例制定後の 市民参加の変化・向上



(1) 無作為抽出で市民を選出する方法の導入 ※アンケート以外 (平成23年度から)

例1) 市民参加パートナーバンクへの登録者募集
3,000人に郵送 → 119人(4%) 申込

例2) 第9次安城市総合計画策定のための
安城市民未来会議への参加者募集
3,000人に郵送 → 25人(0.8%) 申込

9

(2) 市長とのティーミーティング (平成23年度から)

お茶を飲みながら、和やかな雰囲気
で市長と語り合う会

(団体数)

H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4
6	6	8	7	7	7	6	7	7	4	5	4

(3) eモニター制度 (平成24年度から)

インターネットと電子メールを利用した登録制
のアンケート調査

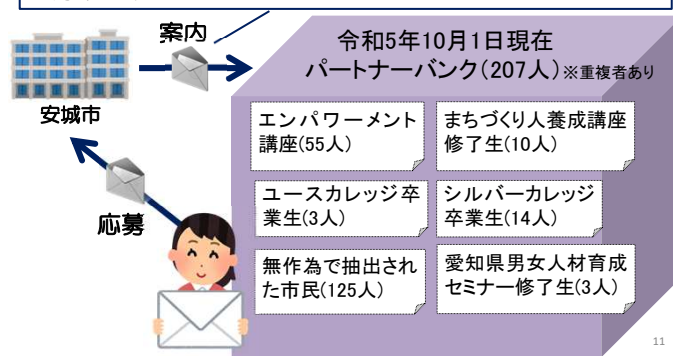
(年間14回程度アンケートを実施)

登録人数：778人 (R5年10月現在)

10

(4) 市民参加パートナーバンクの設立 (平成27年度から)

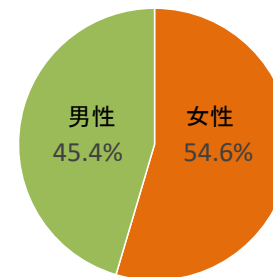
- ・ 審議会等への市民公募委員募集の案内
- ・ 計画策定等のために実施するワークショップ等への参加者募集の案内



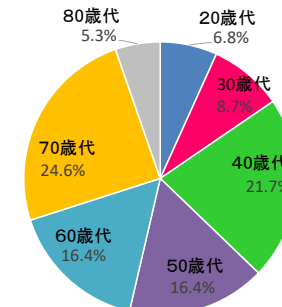
11

市民参加パートナーバンクの 男女比及び年齢構成について

【男女比】



【年齢構成】



12

市民参加パートナーバンクの活用実績

(審議会等)

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
9	8	12	8	11	7	7	9

対象事項	送付対象者数	応募者数
市民協働推進会議	全員(200名)	3人
指定管理者選定委員会	全員(200名)	6人
健康日本21安城計画策定委員会	全員(200名)	4人
農業振興協議会	農業に関心のある登録者(29名)	1人
行政改革審議会	まちづくりに関心のある登録者(114名)	7人

(5) 審議会等における公募市民登用率の推移

